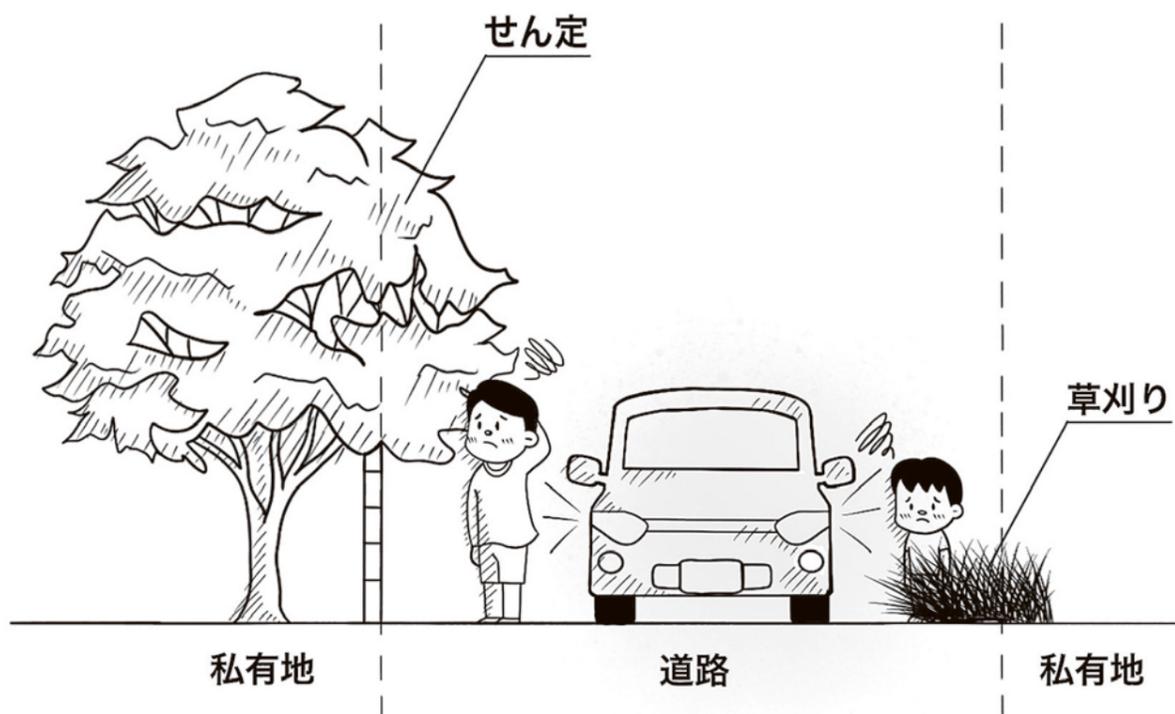


私有地の適正な管理について



町では、「越生町環境保全条例」に基づき、空き地等の私有地に雑草が繁茂しないよう適正に管理することが義務付けられています。

管理を怠ることにより雑草の繁茂や巨大化した樹木が近隣の方々に不安感を与えるなど、病虫害の発生原因や、ごみの不法投棄、火災誘発場所ともなりかねません。

所有者のみなさんへ

- 雑草は、5月に入ると成長が始まり、梅雨の時期には、その勢いが加速し、10月頃まで成長を続けます。このため年1回の除草では十分ではありません。雑草の種類や成長に応じて、年2回以上の除草をお願いします。
- 空き地と離れたお住まいであるなど、ご自身で除草ができない場合は、専門の業者などに除草を委託してください。
- 草陰にごみが投棄されます。これを放置すると、次々にごみが投棄され大量のごみが集積してしまいます。不法投棄されたごみは、その所有者が管理責任者として処分しなければなりません。このため空き地の定期的な見回り、不法投棄防止柵の設置など適正な管理を心がけてください。

道路上からはみ出している樹木等の管理について

- 私有地から道路上に樹木や草がはみ出していると、歩行者の通行に支障をきたすほか、見通しが悪くなり、交通事故を引き起こしてしまうおそれがあります。私有地から、はみ出している樹木等は土地所有者に所有権があるため、はみ出している枝などで事故や怪我をされた場合は、その土地所有者に損害責任が発生する場合があります。(民法第717条・道路法第43条)安全かつ安心に道路が利用できるよう、枝打ちや伐採など適正な管理をお願いいたします。

岡まちづくり整備課 生活環境担当 ☎内線157
土木営繕担当 ☎内線153

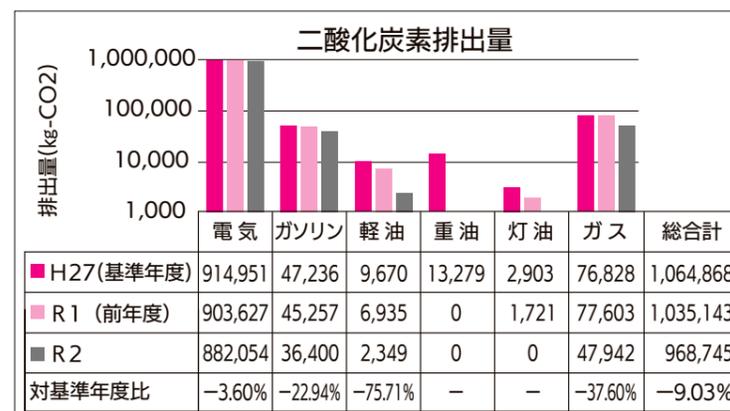
「おごせエコオフィス」取組結果報告

今日の環境問題は、従来の都市型に加え大量生産、大量消費、大量廃棄という社会流通機構から生じる悪循環に伴って、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などによる地球規模での自然破壊が発生し、その影響が深刻になっています。

当町役場においても温室効果ガスの排出を抑制するため、節電、節水等の省エネ対策や、ごみの分別収集など資源リサイクル対策の推進に取り組み、公共施設等から排出する二酸化炭素などの温室効果ガスの削減に努めています。

～令和2年度 越生町役場取組結果～

1 基準年度の施設における二酸化炭素排出量



2 全施設の床面積当たりの二酸化炭素排出量

項目	平成27年度 (基準年度)	令和元年度 (前年度)	令和2年度		
			取組年度	対基準年度	対前年度比
排出量 (kg-CO2)	36.70	35.70	33.4	-8.99%	-6.44%

～取組目標～

- 1 平成27年度を基準年度として、令和3年度末までに二酸化炭素排出量を5%削減する。
- 2 今後増える施設を含めた全施設の単位床面積当たり二酸化炭素排出量を基準年度以下にする。

令和2年度の二酸化炭素排出量は、基準年度（平成27年度）に対して9.03%の削減をすることができました。

単位床面積当たりの二酸化炭素排出量は、取組目標である「対基準年度比5%削減」を達成することができました。

エコオフィスを進めるうえで気候の変化や事務量の増加など、対応が難しい問題もありますが、地球温暖化問題は身近な問題であることを職員が再認識し、冷暖房の投入時間の徹底を図るなど、一つずつ取り組んでいき、今後もより一層環境に優しいオフィスづくりを目指していきます。

岡まちづくり整備課 生活環境担当

☎内線155・156